

名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による  
公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会(第1回)

日 時 平成 27 年 11 月 29 日 午後2時より午後4時 15 分まで

場 所 名古屋城 西の丸会議室

出席者 評価委員

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 大森 文彦 | 東洋大学教授／弁護士                         |
| 小野 徹郎 | 名古屋工業大学名誉教授／公益財団法人日本建築積算協会 東海北陸支部長 |
| 川地 正数 | 川地建築設計室主宰／中部大学非常勤講師                |
| 瀬口 哲夫 | 名古屋市立大学名誉教授                        |
| 麓 和善  | 名古屋工業大学大学院教授                       |
| 古阪 秀三 | 京都大学教授                             |

名古屋市

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 河村 たかし | 名古屋市長                |
| 北角 嘉幸  | 名古屋市長特別秘書            |
| 宮村 喜明  | 名古屋市市民経済局長           |
| 千田 博之  | 名古屋市市民経済局副局長         |
| 下山 浩司  | 名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所長  |
| 寺本 秀樹  | 名古屋市市民経済局名古屋城総合事務所主幹 |
| 前田 行成  | 名古屋市市民経済局企画経理課長      |
| 名和 浩一  | 名古屋市財政局契約部主幹         |
| 山口 啓一  | 名古屋市住宅都市局営繕部企画保全課長   |

事務局補助

|       |               |
|-------|---------------|
| 篠原 佳則 | 株式会社安井建築設計事務所 |
| 桂川 清彦 | 株式会社安井建築設計事務所 |

欠席者 片岡 靖夫 中部大学名誉教授  
三浦 正幸 広島大学大学院教授

議 題 ①技術提案・交渉方式の適用の可否  
②技術提案範囲・項目・評価基準  
③参考額の設定方法  
④交渉手続

配布資料 資料1 名古屋城天守閣の概要と経緯  
資料2 事業想定スケジュール(案)  
参考資料1 平成 24 年度「名古屋城天守閣木造復元概算経費・工期算出調査報告書」抜粋  
参考資料2 公募型プロポーザル実施公告(案)  
参考資料3 実施説明書(案)  
参考資料4 業務要求水準書(案)  
参考資料5 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル実施要領  
参考資料6 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル実施に関する事務の取扱い  
参考資料7 名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル評価委員に関する事務取扱要領

## 議事録

下山(所長)ただ今から名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式による公募型プロポーザル実施に伴う意見聴取会開催をさせて頂きたいと思います。それでは会議開催にあたりまして、河村市長よりご挨拶を申し上げます。

河村(市長)(挨拶)

下山(所長)ありがとうございました。それでは、本日は第一回目ということでありますので評価委員の先生と事務局の紹介をしたいと思います。(出席者紹介省略)

それでは議事に入らせて頂きます。

※議事進行は河村市長により瀬口哲夫名古屋市長立大学名誉教授が任命

瀬口(委員)名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式について、議題が4つあがっています。まず技術提案・交渉方式の適用の可否、二番目が技術提案範囲・項目・評価基準の妥当性、三番目は参考額の設定方法の妥当性、四番目が交渉手続の妥当性ということで、順を追って進めさせていただきたいと思います。時間がありませんので早速、まず議題1の技術提案・交渉方式について説明をしていただきたいと思います。

寺本(主幹)(説明)

瀬口(委員)最初に技術提案・交渉方式を採用したいという根拠に基づいて提案しているわけですが、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

河村(市長)初めのいきさつで言いますと、先ほど言いましたように名古屋市は本丸御殿だけやって天守閣は耐震改修を行うとしていましたが、十何年、二十年もかかるという話でした。その後いろいろ調べてみましたがそうでもないということでした。私が中部地方整備局に現状どういう建築方式があるのかと聞きましたら、それならいま始めに建てる時に役所が発注者側として仕様書がこれだと決まっていなかった場合には技術提案・交渉方式というものが、去年の6月に公布、即日施行の法律で出来ましたと言われました。契約方式だけで1年以上揉めていたので、まさしくそれだということになりました。その後、この間、麓先生のところで、石垣の工事の技術は大変に議論になることだというような話がありまして、民間の知恵を頂いていこうと思い、いまでは本当にこれでいいのだと思っております。

古阪(委員)確かに去年の6月に法の改正でこれが出来ました。ただ、6月に作ったのは土木向けのことが中心で建築は時期尚早ということで避けてました。公共工事の場合に予定価格制度を取り込むということで、どこまで施工者側のノウハウを入れながら検証出来るのかというのをよく考えないといけません。いまこの案はいいと思います。こういうことでやっていくという構えは良いのですが、様々な詰めの段階のところをよく検討しないとルールが破綻する可能性があります。特に公共工事の場合、どこまで情報を出していくのか。この契約は二段階あります。二段階目をやる時に予定価格を初めから見せておくことになってしまう。そうすると、名古屋市としてどういうルールが用意されているかが問われますので、そこをこのところを検討しないといけません。

河村(市長)都市高速がやって、北海道がやりたいと言っているような噂があります。初めてになりますけど、中部地方整備局がまさに相応しいのではないかという話がありました。

古阪(委員)ただ、ものの問題より制度が本当にきちんと出来るかという部分は、まだ営繕が検討段階でその検

討がどこまでやられているか、まずそれを知る事が必要です。中部地方整備局といえども建築向けは本省の営繕がどういうガイドラインを踏まえたルールを作るかによることになります。

瀬口委員) 営繕部はそれなりの検討をしているわけですね。

山口課長) 中部地方整備局には打ち合わせをさせて頂いて、国土交通省の窓口の方ともお話しをさせて頂いております。先生がおっしゃるようないろんな課題がまだこの方式にはあることは分かっておりますので、その都度、問題があれば上京して相談の方は引き続きさせて頂きたいと思っています。

古阪委員) そういう前提であればその選択のルールというのはいいと思います。

瀬口委員) 他にはどうでしょうか？

川地委員) あえて確認したいのですが、例えば2頁のこのBは、施工部隊によらずとも、必ずしも設計で出来なくもないということからすれば、この二番目の技術協力・施工タイプという考え方もあるのではないかと思います。新国立競技場はもう実設計がかなり進んでいる中で施工部隊が入り込んで結果的に機能しなかった。いま新国立競技場は設計交渉・施工タイプで進んでいます。この3つの中ではそういう意味でも設計交渉・施工タイプかなと思います。このB以外でこれに決める要因があった気がするのですが、そのあたりをご説明頂ければ幸いです。

寺本主幹) 今回のものは机上の理屈の中だけではなくて、現実にはシミュレーションしながら実際のものをやはり作っていかないと出来ません。今回のような非常に大規模な木造建築物でそういう事例がありません。建築基準法第3条第1項4号というのはご存じのように構造評定、ないしは防災評定ないしはそれに近いものを取っていかねばなりませんので、これはやはりそれだけの経験のあるところが実際にシミュレーションしていかないとなかなか難しいところがあるのではないかとということで、ゼネコンの設計と、そのゼネコンの施工能力、それからやはり仮設計画につきましてはゼネコンの能力というのを使うことになると思います。ただ、木造の歴史的建造物であるということについては、逆にゼネコンではないというふうには考えていますが、物理的なもの、構造的なものの検証、そしてそういうところに歴史的なものの知恵をお入れいただいで一緒にやっていかないとなかなかこれは現実として厳しいのではないかとという考え方でこのBというのを考えた訳でございます。

川地委員) その説明もいいのですが、やっぱり一にも二にも工期の問題がある。設計交渉・施工タイプを選んでいるのは、まさに工期の問題から選んでいるのではないかなと理解をしています。

瀬口委員) 工期を想定出来るのはこの設計交渉・施工タイプ、技術提案・交渉方式、設計・施工を分離するとその辺が曖昧になるということですか。工期問題があるというのは設計交渉・施工タイプを入れるもう一つの理由ではないでしょうか。

下山所長) ここのBのところでは設計の品質確保、または効率的な設計には施工業者による設計が必要になるということでございますから、その用件の中にはいま先生がおっしゃったような、工期・コスト・構造、その様々なものが実際にあるというふうには考えますので、その中に工期があって、ゼネコンの力というのも先生のいう通りだと考えます。

瀬口委員) 安井さんは如何ですか。

篠原氏) 今回の話はこれだけの部材を調達することが前提にあつて、それによって設計も変わってくる可能性が非常にあると思っています。そうすると木材の調達ということはやはり施工会社が決まっていって調達出来る木材を見ながら設計をしていくということがどうしても必要となります。これらは設計事務所が設計してやっていけば出来るかもしれませんが、時間と手間が工期の話が無かったとしても結構大変になると思うのです。で

すから今回最初の段階から施工者が設計をして一体となってやっていくということでない、なかなかこれだけの大規模な木造のものは実現しないのではないかと思います。

瀬口委員)いま議論していたこの方式は妥当であるかご意見を頂いている訳ですが、それをちゃんと支える、あるいは反対する論理と言うのは大事というご指摘ですね。ですから木材の調達とかコスト等についてはどこか文言入れた方がいいでしょうか。

古阪委員)この方式でいくとして、その次には何を目的にするかが問題になる。というのは、工期もあればお金もあれば仕様もあれば何を優先するかって問題ですから。いまここで工期だけを取り上げて議論するのは妥当ではないと思います。

瀬口委員)それでは他の委員さんどうでしょうか。いまの技術提案・交渉方式の適用についてのご意見を願います。

大森委員)結論は別に良いのですが、Aの文章は修文しておいた方が良いと思います。バリアフリーはワンオブゼムに過ぎないので、入れない方がよいと思います。考え方が決定していないことや工法が確定していないことなど仕様の前提になる条件が不確定な状態というので十分だと思います。

Bですが、設計条件を決めるためには施工の方法を決めなくてはいけないというのが今回だと思います。どのように施工するかによって設計の内容が変わってくる。このような場合、設計交渉・施工タイプしかないのではないかと私は理解しています。

もう一点だけ。実は施工者による設計についてですが、確かにガイドラインには書いてあるのですが、これは土木が基本になっています。建築の場合、建築士法によって建築士事務所に所属する建築士しか設計できない。施工者も建築士事務所登録をもっていないと出来ません。そういう意味で、一般の方には誤解を与えるかもしれない。施工者による設計ではなくて、将来、施工者の立場に立つ人が事務所登録して建築士の資格を持った者が行う設計です。正確にはこういう意味ですので修正文はお任せします。

瀬口委員)ジョイントはゼネコン、施工者のジョイントで設計者は外部の設計事務所は加わらないのですか。

大森委員)加わって結構です。

瀬口委員)実際は大森先生が言われたように建築界では設計と施工は全然関係別だから、設計の資格がある人しか出来ませんよね。ただゼネコンの中の設計資格をもっている人もたくさんいるし、外へ頼んでも良いということですね。

大森委員)そうです。

小野委員)私は大森先生の後を受けて、いわゆる設計・施工タイプというからには、いわゆる設計というのが、施工法を踏まえた形で設計を考えていかないと、短い期間の中には納まらないということです。従って大森先生が言われた施工者によるのではなくて、たとえば施工法を踏まえた形、いわゆる施工技術を考えて上で全体の設計をするという内容にすべきだと思います。

それからもう一つは先ほちょっと川地先生が工期のことがあるからこれを選ぶのではないのかというのは、私はちょっと逆に感じます。本来工期のことが評価に入るのは変で、むしろ設計・施工タイプは参考額も設計する側が出す形になっているのです。だから工期の評価は要らないのではないかなと思います。この方式を取る前提として目標に工期とかコストとかがあるわけです。それを受けて先ほどの施工法を踏まえた設計をする上では、当然工期のことを考えるのは必要だと思います。設計だけやってまた次ぎに施工がどうだとかいう話になるのはうまくないだろうという感じはします。

瀬口委員)そうするといま二つありました。一つは2頁の施工者による設計ということは多分国交省のガイドライ

ンそのままコピーですね。それではこれを名古屋市がそのまま使うと建築界に悪い影響を与えるのでちょっと修正してもらい、いまの意見を踏まえて修正するという方がいいのではないですかね。それは出来ますか。

古阪委員) 大森先生がおっしゃったように設計と施工と発注者という三者の関係が建築の世界にはある。土木の場合はコンサルタントが発注者に図面を納めて発注者対施工者と二者の関係で工事が進むのです。全く違いがありますので選定方式といっても国交省が出したから何でも良いのではないのです。ですから営繕が慎重に検討せざるを得ません。建築の世界のルールをきちんと押さえないといけません。

瀬口委員) それは修正をして名古屋市版にして差し障りがないと思います。むしろそういうふうにしないと建築界から逆にいろんな意見が出てきますのでそこを修正して下さい。それから二番目のコストやなんかは入れないっていうのは、十分に検討してもらって、三番目のこれをプロポーザルに出す前提条件っていうのがどこかにあるんですね。ここの選定方式の所じゃないのですけど、期間とかあるわけでしょう。あとで出てきますのでよろしいですか。この方式の適用の可否で大体みなさん反対という意見はなさそうで、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

瀬口委員) それでは二番目に進ませて頂きまして技術提案範囲・項目・評価基準の妥当性について、いろいろ御意見を伺いたいということで、資料の説明をお願いいたします。

寺本主幹) (説明)

瀬口委員) 御意見・ご質問お願いしたいと思いますがどうでしょう。

河村市長) 安井さんはどう考えられるか。

篠原氏) 別紙2の方の配点がそれぞれの項目ごとに20点、10点と細かく入ってきていて、これが本当にうまく評価出来るかどうか、ちゃんとした案としてこれで選ぶことが出来るかどうかについては疑問をもっています。だから今の段階ではもう少し大括りに見ておいて、もう少し議論進めていく中で細かくあることはあってもいいのかもしれない。

瀬口委員) 配点のことについて意見がありました。市長さんからは大勢の人が出来るだけ参加出来るような技術提案書の納め方を希望していましたがいかがでしょうか。

古阪委員) 工期とかお金とかどういうものを尊重するのでしょうか。市長の話でオリンピックとかおっしゃっているけども、いろんなところもオリンピックに向けてやっているわけです。お金についてはオリンピック時に限定した工期を本当に尊重したら倍かかるかもしれない。それだったらもう少しゆつくりした方がいいということもありますが、そうではないというのでしたら市長が決済されるのだから最終的には責任取りますということになってしまいます。ですからその部分は一番重要だと思います。それをお決めになるのは名古屋市民の人たちだし、その代表は市長ですね。我々はそれに向かっていろんなアドバイスは出来ますけれどもこれなのだという話にはなりません。スケジュールということがもうちょっと説明されないと困ります。

下山所長) スケジュールの話ですが、まずは先ほど説明がありましたように別紙2の方に工期と致しまして「天守閣木造復元工事については完成期限が平成32年7月31日以前であること。石垣等その他の部分については天守閣の竣工後9年以内であること」ということがありまして、これは名古屋の市議会での議論、あるいは私どもが考える中でまずはオリンピックまでに出来るのであればそれは目指すべきであろうという中で、これを必須項目の工期として入れさせていただいております。その上で配布資料一覧という別の綴りの中でございますが、その資料2で事業想定スケジュールという表があります(表の説明)。

瀬口委員) あとは予算ですね。

下山所長) 予算については資料③の参考額の設定方法でございます(③の説明)。

古阪委員)さきほど天守閣を案内していただいた時に、木曾の檜を使って、山から伐ってくると乾燥等まで含めて工期はこれぐらいでこの額でいけるのかという話をお聞きました。だとすれば、およその目途を立てた上で条件にしないと現実的ではない。山から材を伐ってきた場合、1年ぐらいは乾燥させなければいけない、そういうこともあります。

瀬口委員)検討されましたか。

下山所長)例えば、木材がいま市場にどれだけあってすでに乾燥した材がどれだけある、今後伐採をして使っていく木がどれだけあるということも含めて今回は提案をいただこうと思っています。そういう条件・前提でございます。

古阪委員)普通の考えでいうと両方をまとめて提案させる方が合理的じゃないかという気がしますね。いまおっしゃいましたがゼネコンとかの様々な知恵がありますよね。そういうものを勘案すると、本当にオリンピックに合わせるのを大前提にしてそれを契約条件にしながら考えるのか、そうではなくてたとえばニア開通時に間に合えばいいとして、それまでの間で一番安定した工事のやり方でやると、品質も良くてお金的にもひよっとしたら低いという提案をするかもしれない。そういう意味で言うと二つの提案を同じグループから出させるってこともあります。オリンピックっていうのはオリンピックの会場になれば絶対条件ですけどね。そうでなかったら、今日挨拶で市長がおっしゃったようにオリンピックに間に合わせるという大目標があればそれはそれでいいと思います。

河村市長)世界へアピールするという。

古阪委員)一方では非常に逼迫した財政状況の中では二つの案という選択肢はもっておいた方が市としてもいいのではないかと。しかし、これでやるんだという大目標があるのであればそれはそれで我々はその点を了解した上で次の選択を考えます。

河村市長)そこは逆に早くやって欲しい。財政につきましては名古屋市債発行すれば、税金は多分1円もいらないですね。全額名古屋市債発行しますと、いま名古屋市債が大体年間1500億円発行しているのですけれど、半分新規で半分買い換えです。0秒で売れます。いまだったら財政危機というのは実は嘘でございまして、ものすごい金が銀行に余っています。

麓委員)名古屋城跡は特別史跡という文化財なので復元工事をするときには文化庁の復元検討委員会に試算を諮って、その許可が得られないと工事そのものに着手出来ません。先ほどの事業想定スケジュールにはそれが全く入ってないですね。少なくともそれが得られないと工事着手が出来ないわけですね。許可申請はゼネコンなどに出来るわけではなくて、やはり市や県の教育委員会経由で文化庁に申請しなくてはなりません。そういうことがある一方で、業務の実施方針のところの業務内容の理解度には、特別史跡内での業務であることとか、史実に忠実な復元であることということは書かれているんですけど、じゃあ、特別史跡内でどこまで許されるのかだとか、史実に忠実な復元というのはどの程度までのことを言うのかっていうことについては、多分一般の建設会社では大きな所でも普段そういう仕事はしていませんからわかりにくいと思うのですよね。ですからもし設計条件・施工条件ということで事前に提示するのであれば、その辺をどこまで許されるのかということについてある程度示してやらないと、応募する方も難しいと思うのですけどね。

寺本主幹)資料の4に業務要求水準書というのがあります。(特別史跡における条件の説明)こちらに書いてあります。これは文化庁に行きまして内容のご確認をいたしております。

麓委員)ここに書かれているようなことはごく基本的なことで、実際に設計しようとしたらこれが触れることになるのか、可能なことなのかという判断に随分迷ってくると思うのです。そういうときに、先ほどの別紙1求める技術

提案書、別紙1の工程計画のところで調査・設計(文化庁との協議・手続き)と書いてあるとおり、文化庁との協議・手続きを設計業務の中として候補者にやらせるのか、それともそれは市がやることなのかということの判断をはっきりさせておく必要がある。

河村市長)それはまあ私どもがやります。しかし業者さんにもやっぱり行って欲しいですね。年に2回、3回もっと会合をやって下さいとかね。

瀬口委員)よろしいですか。

麓委員)まずは文化庁の復元検討委員会が通らないと実現しない話ですから、そうすると点数の配分みたいなことがどうなるか。

下山所長)いまのお話しでは文化庁の現状変更許可はこれも必須になりますから、それはまず提案をいただく際の前提条件にもなりますし、通常で行くと基本設計レベルの段階で現状変更の申請というか復元検討委員会の場、年2回ないし3回やって実績にするという手順がありますので、いまの提案をいただく中で当然念頭においていただいて、我々としても一緒にそれはクリアにしていくという、間に合うように努力をしていくという形になるかと思います。

大森委員)何点かあります。参考資料の4の9ページに主な設計条件としてあがっているのですが、たとえば④の仮設計画は設計条件よりもこれむしろ施工条件ではないかと思います。また、別紙2の木材というのも、設計条件に実は入っています。施工計画の下の二行目、工事中の安全云々というものもある意味、設計条件に入っています。つまり、設計条件を守ることは、イコール業務要求水準書を守ることになっているため、文言上は、屋上屋になっている感じがします。これは言葉の整理だけの問題で内容は別に問題ないので、念のためというのが1点。2点目は、評価項目の中の工程計画の工期縮減の工夫とあるのですが、これはさきほども言っている7月31日よりもっと早くやれという意味ですか。31日までならいいのではないですか。

寺本主幹)そこまでの能動的な意味ではございませんので、出来ることがもしあるならということで、その工夫がどこになされているかということであります。

大森委員)工期縮減で点数が付くとなるとなにかやらなければいけないと参加者が思うことが多いと思うのですけど。もしプラスアルファぐらいだったらそういう表記の仕方をされた方がいいと思います。最後ですが、参考資料3をみますと、この案だといまの委員が審査を行うことになっているようにも見えますが、審査は公平性の担保の観点から、個人的には難しいと思っています。

瀬口委員)スケジュールは案ですからこの通り行くかどうかわかりませんが、2月下旬に審査があるとするともう少し時間があるからもう一回ぐらい会議が開けましょうか。評価員は発表するのですか。名前は出ている。ただその人が審査するというのはまだ確定していないわけですね。配点は次回にもう少し議論するというところでよろしいのですか。

下山所長)我々と致しましては急に話をさせていただき短期間ということでございますけれど、本日この4つの議題についての妥当性の確認をさせていただいた上で、募集に入ることでございますから、今日の段階で出来ればある程度詰めて頂きたい。

瀬口委員)それではいま大森委員がおっしゃっていた言葉の整理ですね。つまり募集要項を見て応募する側が混乱しないように設計条件・施工条件を定義して読んだらわかるようにしていくということをまず進めます。

寺本主幹)項目に関することの整理だけは今日させていただいた上で、残った課題につきましては、引き続き整理をさせて頂きたいです。

瀬口委員)今日の資料は全部出るのですか。

寺本主幹)全部出ます。今日の結果を受けて私どもの方の公告日が決定いたしますので、早くご了解を頂戴

していれば、早急にその手続きに入り、一番早い公告日というのを設定させて頂く予定でございます。そこでまた手続きが遅れるということになりますと、公告の方も考えさせていただくことになるものですからお願いいたします。

瀬口委員) 審査基準も出すわけですね。

寺本主幹) 全てです。

瀬口委員) 審査基準も出すのなら、先ほどの安井建築設計事務所からの提案のように大括りの所は点数を入れておいて、細項目はちょっと議論がありそうだからカットするということでもまずいですか。

寺本主幹) 先生のおっしゃるとおりですのでそれは一度考慮させていただきます。

瀬口委員) 項目については配点が大枠決まっています中身については多少動きがあるかもしれないけど、それはそれで行けそうということによろしいですか。

寺本主幹) はい。

河村市長) 配点についてですけど、これはどの項目を重視するかということだけはちゃんと決めて欲しい。

瀬口委員) 一番後ろに優秀提案の選定のところで足切りがあります。最低基準点の満点の4割でいいかどうか、あるいは工期はアウトだけど他のものはオーケーだとかという提案があったときにどうするかというのは重要度と関係するのですね。そこは意見をいただきたい。

下山所長) 工期は必須項目に入っていますのでアウトです。工期がセーフの中でどれだけの点数が出てくるかということになります。

瀬口委員) 必須項目を満足していなければ全部アウトということですね。あとはウェイトをどうするかですね。

下山所長) ウェイトをもう少し全体の中でどう考えるかというご意見をまいいただいた方がよろしいのではないのでしょうか。

瀬口委員) いま麓先生が言った史実に忠実なこととはどこでチェックするのかっていうのが議論の中に実はいままで出ていませんが、次のところで出てくるのでしょうか。

寺本主幹) 業務要求水準書の要件で縛られるのですが、今回はこういう限られたプロポーザルの短い期間の中で①番の所の実施方針のところで理解度を計る、つまりどれだけこの業者さんは理解出来ているかというところを史実に忠実というところで計っていきたいという趣旨です。

瀬口委員) 何かありますか、安井さん。

篠原氏) 史実に忠実というのが評価項目の中にいま出ていないところで、どういう手法でそれを確認するのかが見えてないと、提案する方からすれば、提案しなくていいんだと判断すると思われます。それを打ち合わせしながらやっていくということになっているのが非常に不安を感じます。実際には業務実施方針のところなどに入れた方が良いでしょう。

瀬口委員) 必須項目入れてもらうか。

篠原氏) それよりもやり方を書かないといけないかもしれません。必須項目だから、それを実現するにはどうしたらいいかということを書くべきだと思います。工程計画の方も絶対条件なんだけれどもその工程で出来るといふ裏付けをそこで書くということだと思います。そうするとそれが確かに出来そうだなとなったら、信頼出来るなってことで点数がつくということだと思います。

瀬口委員) そういうことで点数と項目についてもう一回御意見を伺いしたいと思いますのですがどうでしょうか。

麓委員) 施設計画の中には全部で7つ項目があるのですが、7つの項目の中で木材の調達、構造計画、バリアフリーと防災避難計画というこの4つについては建物そのものをどう作るかということにかかってくることで、これは順番は出来れば一緒にの所にあって欲しいなと思うんです。仮設計画は大事なのですが、復元過程

の公開方法と現天守閣の記録を後世に伝える方策ということについては建物を作ることに影響がないと思われるので実は取り扱いがちよっと違うなどは感じています。これが施設計画って所に入っているのがいいのかどうかってことです。どちらかというと「配慮事項」という項目がよろしいのではないか。建物を作るために必要な項目について、建物を作るに当たって公開しなくてはいけない、いろんな配慮をしなくてはいけないことについての付属的なものをちよっと分けておいた方がいいんじゃないかなという印象があります。

瀬口委員)事務局としてはこれを入れるのは重要だから入れてあるわけですね。

麓委員)順番だけ変えたらいいと思います。

下山所長)復元過程の公開を前提とした作り方となりますのでこれは議会の方でもお出ししているので。

瀬口委員)順番は変える。

下山所長)現在の天守閣が大きく議論になるのでやはり提案をいただかないといけないという意味です。

瀬口委員)史実に忠実なという評価についてこの場には全然無いというのが気になるのですが、どういうチェックですか。

麓委員)それは必要だと思うし、求める技術提案書の中にそういうものがないと、何をもって評価出来るのかと言うのがわからない。

河村市長)だから一番大事なところだな。

小野委員)評価項目については先ほど大森先生が言われた工期縮減は工期達成の工夫ならいいと思う。それからもう一つは、やっぱり配点のバランスが悪くて、公開の方法とか、現天守閣の記録を後世に伝えるについては別項目にするのがいいと思います。その中の後世に伝える工夫が20点あるがこれも10点でいいだろうと思うし、構造計画が30点ということではいかにもバランスが悪い。今回の具体的な設計となる石垣の工夫がものすごく大きなポイントになる。この配点のバランスはもうちょっと考えて欲しいというのが意見です。

瀬口委員)ここでは140の方で止めて、この中身についてはみなさんと個別に意見をいただくということでお願いして。先ほどの史実に忠実に関しては項目を入れた方が良いのではないか。そこに配点が入るので全体のバランスや点数が変わるかもしれない。140点の内訳ですね。

小野委員)史実についての話は盛んに出ているのだけでも、いま麓先生が言われたように、史実の忠実な復元について限定的に項目を入れられるのですか。

麓委員)例えば木造でやろうっていうときに、どこからどこまでを木造でやるかということは前提条件として私はあると思うのです。つまり基礎のケーソンは残さないといけないかもしれない。そこにスラブは残るかもしれないし、でもそこから上、今日入っていった穴蔵、地下一階ですけど、地下一階から上は史実に忠実ということであれば、それは全部木造でやらないといけない。そうすると周辺の石垣のところに荷重がかかる。そういうものを史実に忠実に復元しようとするとうんていっていかんことを検討しておかなければいけない。

小野委員)それは、この枠の中で設計者が考える話だし、石垣に力がかからないという説明を受けたときに、もうそれ前提の話になっていると私は理解していました。

瀬口委員)どういう工夫を求めるかっていうことですね。

小野委員)史実に忠実な復元ということについては、細かい項目はあげられるのですかということを知っている。ここは安全性、耐震性に対する工夫だから、どういうふうにやるかは提案だからと言っているのです。

古阪委員)発注者がきちんと指示をしながらやっていくもので提案しなさいではないんだと思います。東京駅も復元されて、賛否両論あります。それは発注者がどこまで資料をもっていてどうしようとするかっていうことに依存している。例えばこれはどうしますかという提案求めるのはいいですね。今日見せていただいた施設など

で例えば復元はどうしますかというようなことを例示とすることであって、本当は発注者が全部見せてこれはきちんとやって下さいよっていう趣旨の問題で、初めから提案なんかそこに出さない方がいいです、出ないです。どういふことで発注者の要望を満たすかということを書かせれば十分。

瀬口委員)設計なのです、だから設計行為を外に出す。そこはどっかで提案を受ける。

麓委員)そのことについてなんですが、結局先ほど言われた木材調達と構造計画とバリアフリーの話と防災避難計画は、それが史実に忠実な復元に対してどこで折り合いを付けられるかということになってくるのです。ですから先ほど私がお話しさせてもらったのは、その4つの項目については、史実に基づいてどうバランスを取るかっていう提案を求めているというように私は考えます。

寺本主幹)いま古阪先生がおっしゃられていますけど、最初のところの理解度にどうしてこの史実に忠実な復元であることを入れたかといいますと、この考えが全ての計画に反映されなければいけないのです。つまり現代建築のやり方でこういう下書いた項目がなされているということは理解度が足りないということだということで、それはここで書くことによって、全ての考えの中に、史実に忠実だという考えがなければいけないということです。先ほどの防災計画もそうです。ですからこれは理解度の問題なのですね。それが自ずと図面に出るはずなのです。だから、ここにその史実に忠実な復元であるということをその理解度として入れさせていただいたというのはそこにあるわけです。

瀬口委員)東京駅なんかは、文化庁がほとんどチェックしておらずJR東日本の主導で復元しているわけです。だから同じ史実に基づいて両方のスタンスがあるのだけど結果が違う。

寺本主幹)ただ、ここは特別史跡という文化庁の管轄の中で決められたルールに則って、しかもそれは名古屋だけでなく全国がそのルールに則ってやっていかなければならないということです。

麓委員)私がさっき申し上げたことにかかわるのですが、木造で本体を作って、石垣はあとから修理だっていることがもう条件としてあるじゃないですか。ではそれが本当に木造で作って、石垣の載っている部分の木造建築がちゃんと維持出来た状態で石垣の修理が出来るのかどうか。そういうことを考えれば、当然その部分はあとで石垣の修理が出来るような構造を提案すると思うのです。そうすると史実に忠実と言いながらも、あとの他の項目と関連して、この範囲はもうこういう条件を満たすためには、史実に忠実といいながらもある程度目をつぶってもらわなければならない。そういうのが出てきたら困る。そもそもそういう提案だったら文化庁の復元検討委員会は通りませんからね。そうするとじゃあそれをどうクリアしてこの史実に忠実な復元を可能とするのか、そのやっぱり提案に工夫が無いといけないと思いますね。

河村市長)エレベーターなんかどうなる。作らざるを得ないと提案すると史実に忠実ではないところで0点になる、どうなのですか。

麓委員)それはですね、一旦史実に忠実なものを作っておいて、それ+ $\alpha$ 現代の活用のために何かを加えるとか、あるいはエレベーターじゃなくても、耐震補強が必要であれば、かつては無かった補強も許されます。ですから基本としては史実に忠実で、+ $\alpha$ いまの耐震診断にちゃんと適合する。そして活用もある程度考慮するということは認められています。

瀬口委員)そういう言い方をしたらさっき麓さんが最初に言った、いわゆる上の加工、石垣のこと、それも石垣をあとから手を入れるという前提の中で現在の技術で変えていくことは、私は全く同じ土俵で評価出来る話じゃないかと思うのだけど。

麓委員)それがですね、そういうことを文化庁の復元検討委員会でこれまで認めているかというのと全く認めてないものですから。結果がある程度見えてくるものですから、そういうことは担保しておかないといけません。

寺本主幹)先ほどの業務要求水準書に基準をお付けしてあります。そのなかの7頁で、(3)配慮事項というの

があります。その中で1. 歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保することということがございまして、これは史実に忠実なものですけれども、そういうものについて、防災上を含めてですね、安全を確保することというのがございますから、その辺を総合的に判断しながら、それはいま先生がおっしゃったとおり、文化庁が良いと言わなければ勿論ダメでございます。この中で次のところで「復元的整備」という新しい考え方も出ておりますけれども、文化庁もいろいろ協議をしながら今後やっていくという事例と実際に重要文化財でも鉄骨による補強というものはなされております。ただしそれはその選択肢しかないのだと、この建物を維持するにはそれしかないんだというところまで突き詰めた上で提案しなさいというのが文化庁のスタンスでございますので、今回の提案の中で如何に真摯にですね、提案してくるのか。その辺の工夫というのを求めるのかなというところが今回この書式を作らせていただいたときの考えです。

瀬口委員)文化庁とは一応下打合せはしているのですか。

寺本主幹)しております。

瀬口委員)それでは事務局としては項目を入れなくて良いという意見を出しましたが、みなさんそれぞれまたメールで個別に答えていただいたらどうかと思います。それでこの議題についてはそれでよろしいでしょうか。

あと三番目、参考額の設定方法の妥当性。さきほどちょっと説明がありましたが、簡単に説明をしていただけますか。

寺本主幹)(説明)

瀬口委員)交渉手続きについてどうでしょうか。先ほどの問題に多少戻りましたが、評価があつて、評価が出来たとしてスケジュールに基づいて優先交渉者の選定をするということの手続きですけど、どうでしょうか。

古阪委員)確認です、そうすると技術提案の内容の評価の優秀なものから選んで、価格はこの際最低とはならず、優秀提案を順番に当該案で提示された価格とともに交渉していくということになりますか。つまり総合評価でいうと両方勘案して良さそうだったというのを選ぶわけですけど、今回は予算というのは一応取りあえず該当見積もり額があつて、それから提案者側からの額もあつて、その一方では提案の内容の優秀なものから選んで、価格は第一優先交渉者と値段を決めながら、仮に一番高い額だとしてそれもそれはそれで交渉するということですね。

下山所長)まず、先ほどの評価項目にも事業費・工費というのが入ってまして、そこで概算事業費というのをまずはお示しいただきますので、それを含めて評価をさせて頂いて、優先交渉権者を決めていきます。

古阪委員)そういうお金のところってありましたか。

下山所長)概算事業費というのが評価項目の上から二つ目にあります。

古阪委員)全体30点ですね。

下山所長)そうです。まずその中で評価をして優先交渉権者を決めて、それが決まればということです。

古阪委員)でも30点の操作しかできないわけですね。だけどすばらしい提案があつて額はものすごく高くギリギリの上限になったとしてもそれは第1位ですってことですね。僕はそれでもいいと思うんですけど、確認なのです。そういうことですね。

河村市長)そういうことでしょうね。

小野委員)いまの話に関わりますが、別紙2の2枚目に優秀提案の選定というのがありますけど、合計点が高い提案から順位を付け選定すると書いてありますが、順位を付けるまでは良いのですが、順位を付け、協議の結果、選定する。要は何を言っているかというと、コンサルタントと一緒にその時のそれぞれの人の点数だ

けでやると、本当に選びたいものが選べない時があるんですよ。コンペの時の良い例で、高い順から順位を付けて、合議の結果、最も優れたものを選定する。要は点数が出てきたものを見て、いまの古阪先生の話と一緒に、金額は高くなっているけどもこういう点が良くてと。細かく見ればそのためにある意味では評価委員がいるのですから。ちょっとこの文章は最後に「合議の結果」というか入れて欲しいと思ったので提案します。

瀬口委員) どうですか。プロポーザルでもそうですけど、発注者が選定するプロモーターチョイスっていう仕組みがありますよね。これは選考委員会で点数を入れて順番を付けるけど、その最終決定は発注者が決定する。その場合、条件は最初から書いておかねばならないでしょう。それがいま言ったように点数の合議制である場合は合議制とそれも書いて良いと思うが、それはどういうふうにしますか。

下山所長) 基本的にいま瀬口先生がおっしゃったように、最終的には先生方の評価を元に最終的には発注者である名古屋市が決めていくというスタンスになります。

宮村局長) 今回お願いしていますのは合議体としてということではなくて、それぞれの評価委員さんとしてお願いしておりますので、合議という言葉はちょっとそぐわないと思います。ただ、ご議論して頂いて、それを踏まえて決定をするような表現を少し盛り込ませていただこうかなと思います。

瀬口委員) 合議というのは要する私がいうプロモーターチョイスをやるのだったら、やはり合議があった方が判断しやすいと思う。それがなくて点数だけで選ぶというのではやはり困るでしょうから合議があつて然るべきだと思います。

下山所長) 議論をして頂いて評点を付けて、それを参考に決めさせて頂く。

河村市長) 合議の主体はこちら(市側)でなくてそちら(評価委員)。

小野委員) それを参考にして決定するのが市側ということですね。

瀬口委員) そうしますと交渉手続き、一応四番まで、ちょっと評価基準のところ課題が残っておりますので、みなさんにまた個別でメール調整して頂く。あるいは文言について意見をいただいたものは事務局で相談して修正いただくということで、おおまかにこの4つの項目について妥当であるという判断を今日頂くということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

下山所長) 今日は長時間にわたりまして、時間延長して大変申し訳ありませんでした。どうもありがとうございます。いろいろメール等でご迷惑かけるとは思いますけど、どうぞよろしくお願い申し上げます。